

木津川市男女共同参画計画後期計画 事業調査票(平成28年度)

資料 2

※評価・A実施できた・B一部実施できた・C実施できなかった

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|-----|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------|---|--------------|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 1 | 基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり | (1)男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し | ①男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進 | 各種講演会・講座等の開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、男女共同参画に関する講演会、講座、キラリさわやかフェスタを開催。 | A | 男女共同参画講座、講演会、キラリさわやかフェスタを開催した。28年度は、4回開催し、745人が参加した。 | 講座や講演会は男性の参加が少ないため工夫が必要。開催方法や開催時期、周知方法を工夫して、参加人数を増やすことが必要。 |
| 2 | | | | 男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 国の定める男女共同参画週間に実施することにより、男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、各種事業を開催。 | A | 男女共同参画DVD上映会「人生、いろいろ」とおしゃべり会を開催。11名が参加した。広報誌への掲載。男女共同参画啓発パネルの展示及びパンフレット・啓発物品の配布。全国一斉「男女共同参画週間」実施期間における街頭啓発活動の実施。 | 男女共同参画に対する意識の向上、講座、講演会の開催により、理解を深め、意識の向上に努める。 |
| 3 | | | | 広報きづがわやホームページを活用した広報活動 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画についての広報・啓発を行う | A | 男女共同参画週間等の強調期間に広報紙に掲載した。 | 広報やHPを活用し、定期的に啓発活動を行う。 |
| 4 | | | | 「表現の手引き」の活用とメディア表現の理解と活用の促進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 表現の手引きを活用してもらうように関係機関に周知する | B | 女性センターロビーに配架している。 | 市民が集う場や会合の場での配架により、家族や地域で男女共同参画への意識・理解を深める取り組みを実施する。 |
| 5 | | | | メディアと連携した広報等の発行 | 学研企画課 | 情報推進係 | 広報きづがわを毎月発刊し、市政の基本方針、重要施策、啓発事項、行催事、その他のお知らせ等を市民に提供している。 | A | 広報きづがわを毎月(12号/年)発行 | 広報きづがわを継続して発行していく予定。 |
| 6-1 | | | ③職員の男女共同参画に関する意識の向上 | 職員研修等の定期的な実施 | 人事秘書課 | 人事係 | 職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。 | A | 人権に関する職員研修を実施した。28年度は、6回実施し、約443人が参加した。 | 各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。 |
| 6-2 | | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 職員の男女共同参画に関する意識向上のための研修・啓発等 | A | 男女共同参画講演会「仕事を人生も楽しめる！私らしい生き方発見講座」を市民及び市役所職員を対象に実施し、70名の参加があった。ワークライフバランスについて考える良い機会となった。講演会の後、グループ討議で、意見を出し合った。 | 職員の意識向上を図る研修を実施していく。 |
| 7 | | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に図るために会議を開催する。 | A | 28年度は男女共同参画審議会を3回、女性センター運営委員会を1回開催した。 | 今後も定期的に会議を開催していく。 |
| 8 | ④男女共同参画に関する調査・研究・情報提供 | 男女共同参画に関する調査・分析・研究 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画に関する状況把握をするため、調査・研究を行う。 | | 男女共同参画に関する施策の進捗状況調査を実施。 | | 男女共同参画に関する施策の進捗状況調査を、毎年実施する。また、市民・行政職員・事業者にも実施できるように取り組む。 | |
| 9 | | | | | | | | | | 他の市町村の男女共同参画に関する広報誌やイベント情報などなど、わかりやすいように展示コーナーに配架している。 |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---------|--|---|---|---|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 10 | (2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | | | 各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況の定期的な調査の実施 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画社会の実現に向け、各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査を実施する | A | 各委員会・審議会における男女構成比の調査を実施した。 | 各委員会・審議会における男女構成比の調査については、今後も毎年実施する。 |
| 11 | | | | 男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画の推進に関する苦情や意見については、関係機関と連携しながら、市民の立場に立って相談に応じ、苦情などについても適切に対応する。 | A | 男女共同参画推進条例及び条例施行規則において、適切な処理について定めているが、特に苦情や意見はなかった。 | 苦情や意見を寄せられた場合は、ともに考え方を話し合いを持ち、理解を深めていくよう対応していく。 |
| 12-1 | | ①教育・保育の現場における男女平等教育の推進 | 人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進 | こども宝課 | 保育係 | | 性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。 | A | 呼称・性別等により区別しない保育の実施を行っている。 | 取り組みのさらなる推進を図る。 |
| 12-2 | | | | 学校教育課 | 学校教育係 | | 男女平等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする。 | A | 学校活動や道徳の時間のほかあらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。 | 今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育の推進を図る。 |
| 13-1 | | 性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進 | | こども宝課 | 保育係 | | 性別にかかわらず、ひとりひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。 | A | 絵本の読み聞かせや、自然観察等で命の大さにについて学び、他者を思いやる心を育てるように取り組んだ。 | 取り組みのさらなる推進を図る。 |
| 13-2 | | | | 学校教育課 | 学校教育係 | | 個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。 | A | 個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導として、担任及び進路主任による個別に応じた希望進路の実現に向け、相談を行った。 | 今後も、担任及び進路主任による個々に応じた進路相談を行っていく。 |
| 14-1 | | 保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓蒙・啓発 | | こども宝課 | 保育係 | | 保護者(父・母)協働の保育に取り組む。 | A | 性別にかかわらず、保護者が協働による保育が行えるよう、父母が参加可能な行事を実施した。 | 取り組みのさらなる推進を図る。 |
| 14-2 | | | | 学校教育課 | 学校教育係 | | 人権に関する研究や啓発、研修会等を行うために、市立小中学校の教職員等で組織している人権教育研究会に補助を行った。 | A | 木津川市人権教育研究会に補助を行い、研究会を通して男女共同参画意識啓発に努めた。 | 今後も市人権教育研究会に対して支援を行い、研究会を通して男女共同参画の啓発を推進していく。 |
| 15 | ②家庭における男女平等意識の醸成 | 家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 家庭教育に関するリーフレットの配布 | | B | 市内小中学校へ家庭教育に関するリーフレット(文科省・府教育委員会作成)を配布した。 | 家庭教育に関する講座の実施など、家庭教育を支援する取組を行う。 | |
| 16 | ③生涯学習における男女平等教育の推進 | 男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 〈女性教育事業〉 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。 | | A | 女性の会として講座開催、研修会への参加。 | 女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。 今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。 | |
| 17 | | 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 〈女性教育事業〉 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。 | | A | 女性の会として講座開催、研修会への参加している。 市では生涯学習講座を開催し、学習機会の充実を図った。 | 女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。 今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。 | |
| 18 | | 誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 事業開催時において場所や日程、保育ルーム、要約筆記などを考慮して誰もが参加しやすいための工夫をする。 | | A | 多くの方に参加してもらうよう、キラリさわやかフェスタや男の料理教室は日曜日に開催した。キラリさわやかフェスタでは保育ルームや要約筆記を設けた。 | 誰もが参加しやすい環境づくりを進める。 | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|--------------|---------------------------|---|--------------------------------|--|--|--|--|--|-----------|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 19 | (3)あらゆる暴力の根絶 | ①あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進 | DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | あらゆる暴力の根絶を目的とし、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発事業を実施する。 | A | DVに関する情報のパネル展示や、リーフレット・パンフレット等を窓口に配架し、市民へ周知した。 また、DV防止啓発期間中に大型店舗において街頭啓発活動の実施をし、市民へ周知を行った。 広報やHPを活用し、市民へ啓発した。 | 引き続きパネル展示・街頭啓発等広報活動を行い、市民へ周知していく。 また、市民参加の講演会を実施し、理解を深めていく。 | |
| 20 | | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | あらゆる暴力の根絶を目的とし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「ストーカー規制法」等関係法令の周知・啓発を図る | A | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「ストーカー規制法」について広報等で周知した。 | 「ストーカー規制法」についても周知・啓発を図る。 | |
| 21 | | ②DV被害者等の保護と支援体制の充実 | 府内関係機関との連携・支援体制の整備 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者等の保護と支援体制の充実のため府内関係各課と連携し体制を整える | A | 平成24年2月に「DV防止対応マニュアル」を作成し、関係各課及び関係機関と連携を図る体制を整えている。 | 市や警察・京都府家庭支援総合センター・南部家庭支援センター等の関係団体によるDV相談ネットワーク体制を整える。 | |
| 22 | | | DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者に対する支援を目的とし、職員及び相談員等の研修を充実する。 | A | 担当職員や相談員は京都府や南部支援センターのDV研修に参加し、資質向上を図った。 平成28年度は全職員を対象としたDV防止研修は実施しなかったが、総務課主催のマイナンバーの研修は全職員が参加し、DV被害者を含め、市民の個人情報保護の徹底に努める。 | DV防止研修も重要であるが、DV被害者を含めたマイナンバーの取扱いやDV等関連部署の電算の取扱いなど、個人情報保護の研修も定期的に実施が必要である。 | |
| 23 | | 京都府、警察署等の関係機関との連携強化 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者に対する支援を目的とし、京都府、警察署等の関係機関との連携を強化する。 | A | DV被害者支援のため、京都府、警察署等と連携を行った。 | DV被害者支援のため、引き続き関係機関との連携を強化していく。 | | |
| 24 | | DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図る | A | DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口を周知した。 こども宝課や社会福祉課、高齢介護課、健康推進課など関係各課との連携による相談体制を充実。 弁護士の法律相談の窓口のチラシを作成し周知した。 | 引き続き、DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知。 関係各課との連携による相談体制の充実を図る。 | | |
| 25-1 | DV被害者等の保護の推進 | 市民課 | 市民係 | 住民基本台帳事務における支援措置 | A | 28年度支援件数74件(新規20件) 年度中終了者6件を除く | 昨年度課題とした後継者については、現在2名体制で対応できるよう事務改善が図れた。 相談スペースについては確保に至っていない。 | | | |
| 25-2 | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者などへの保護の推進をする | A | DV被害者保護のため京都府・警察、また関係各課と連携し適切な対応をした。 | 今後も関係機関と連携し、DV被害者保護のため適切な対応を行う。 | | | |
| 25-3 | | 総務課 | 行政係 | 選挙人名簿抄本の閲覧におけるDV被害者等の保護 | A | DV被害者等の情報をマスキング処理し、個人情報の保護に努めている。 | 引き続き、DV被害者等の個人情報の保護に努める。 | | | |
| 26-1 | DV被害者等の自立支援 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者等の自立を支援する。 | A | 京都府や他の関係機関と連携し、DV被害者の自立を支援した。 | 京都府や関係各課と連携しつつ、更にDV被害者の自立を支援する。 | | | |
| 26-2 | | くらしサポート課 | 支援係 | 生活困窮者(生活保護を含む)の生活相談・就労相談等による支援 | A | 生活困窮者全體に係る生活・就労相談支援により生活自立に向けた支援を行った。 | 各種制度の狭間におられる支援対象者をなくすよう努めていく。 | | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|------------------------------|--|---|-------------------------------|---------|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 26-3 | 基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり | ①働く場での男女共同参画の促進 ②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 ③セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 | DV被害者等の市営住宅の優先入居 DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供 セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催 「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」等の制度の周知・啓発 女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底 メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み 職場における待遇の改善に向け | こども宝課 | 児童育成係 | DVにより夫等から逃げるため、シェルターで一時保護した際に、今後の母子の生活を安定させ、自立を目指し、母子生活自立支援施設に入所措置を行う。 | A | 平成28年度に入所・退所した世帯があった。 | こども宝課では、入所措置に関する事務を行っているが、DVの相談等も含め、人権推進課との連携が必要である。 | 今後も宝課では、入所措置に関する事務を行っているが、DVの相談等も含め、人権推進課との連携が必要である。 今後も継続していく 今後も啓発リーフレットや啓発カード等の発行により、DV等の発生予防・再発防止のための啓発や周知及び情報提供を行う。 各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。 引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。 引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。 引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。 広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。 引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。 広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。 引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。 広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。 引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。 事業所向けに計画書の配布など周知・啓発を行う。 |
| 27 | | | | DV被害者等の市営住宅の優先入居 | 施設整備課 | 住宅係 | 配偶者から暴力防止、被害者の保護を図るために | A | 優先入居はできないが、市営住宅募集申込の際に、DV被害者(加害者に対して保護命令が出されているDV被害者)であれば、単身での申し込みが可能 入居実績無 | |
| 28 | | | | DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | DV被害者等の保護と支援体制の充実を目的として、DV等発生予防・再発防止のための啓発及び情報提供をする。 | A | リーフレットやDV啓発カードを作成し、発生予防・再発防止・通報のための啓発を行った。 | |
| 29-1 | | | | セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催 | 人事秘書課 | 人事係 | 職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。 職員のセクシャル・ハラスメントに対する意識を高めることを目的とする。 | A | 人権に関する職員研修を実施した。28年度は、6回実施し、約443人が参加した。 | |
| 29-2 | | | | セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | セクシャル・ハラスメント防止のための学習会・研修会を開催する。 | B | 京都府等が作成するリーフレット等を配架している。 | |
| 30-1 | | ①働く場での男女共同参画の促進 ②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 ③セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 | 「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」等の制度の周知・啓発 女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底 メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み 職場における待遇の改善に向け | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的とし、男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知・啓発を行う。 | B | 京都府等が作成するリーフレット等を配架している。 | | |
| 30-2 | | | | 観光商工課 | 商工係 | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | |
| 31-1 | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 母性保護等に関する雇用の周知・啓発を図る。 | B | 京都労働局が作成したチラシ、パンフレットを配架して周知を図った。 | | |
| 31-2 | | | | 観光商工課 | 商工係 | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | |
| 32-1 | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組みについての周知・啓発。 | B | 京都労働局が作成したチラシ、パンフレットを配架して周知を図った。 | | |
| 32-2 | | | | 観光商工課 | 商工係 | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | |
| 33-1 | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 「木津川市女性活躍推進計画書」の作成を行った。 | A | 「木津川市女性活躍推進計画書」の作成を行った。計画書に沿った取組みをしていく。 | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|--------------|-----------------------|--------------------------------------|--------|---------|---|------|--|--------------------------------------|-----------|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 33-2 | ②女性の能力開発等の支援 | 就職、再就職のための情報提供等の支援 | 就業啓発 | 観光商工課 | 商工係 | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | 引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。 | |
| 34 | | | | | | | | | | |
| 35-1 | | | パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性の就業能力の開発支援を目的とし、パソコン、コミュニケーション能力開発講座等を開催する。 | A | パソコン入門講座、就業に向けてのコミュニケーション講座を開催した。 | 引き続き女性の就業能力開発支援のための講座を開催し、就職への支援を行う。 | |
| 35-2 | | | | | | | | | | |
| 36-1 | | | 起業のための情報提供等の支援 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性の就業能力の開発支援を目的とし、ハローワーク等の就職情報の提供等を行う。 | A | 女性センターにハローワーク求人情報を目につきやすい場所に配架し、情報提供了。また、労働局や京都府の情報を提供した。 | 引き続き情報提供に努める。 | |
| 36-2 | | | | | | | | | | |
| 37 | | | 再就職準備セミナーの開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、就業支援講座を開催する。 | A | 木津川市管内の労働市場の状況、応募書類の書き方、好印象のカラーコーディネートなどの就労支援講座を実施した。講座受講後に、就職活動状況アンケートを実施し、就職活動・就職決定の把握をした。託児を設け、子育て女性が受けしやすい体制としている。 | 今後も女性への就労支援として就業支援講座を開催する。 | |
| 38 | | | 京都ジョブパークやハローワークなどの関係機関との連携による相談業務の推進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、相談業務の推進を図る。 | B | 関係機関と連携し就業相談業務を実施した。 | 関係機関と連携を行い、相談業務を充実する。 | |
| 39-1 | | | 京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援に関する情報の提供 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、京都ジョブパークやハローワークの就職情報や就業支援に関する情報を提供する。 | A | 女性センターにハローワーク求人情報を見やすく掲示し情報提供了。また、京都ジョブパークや京都府労働局の情報を提供した。 | 今後も引き続き情報提供に努める。 | |
| 39-2 | | | | | | | | | | |
| 40-1 | | ④農業・商業等における働きやすい環境づくり | | 観光商工課 | 商工係 | 関係団体の女性役員登用 | B | 当該年において、商工会役員選出はあったが、35名中2名と少なかった。 | 女性役員の登用促進について、商工会事務局を通じ依頼を行う。 | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 | | |
|------|--|--|---------------------------------|---------|---|--|--|--|--|-----------|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | | | |
| 40-2 | (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進 | 農政課 | 農業振興係 | 木津川市農業委員会農地利用最適化推進委員として女性委員を1名登用(地元団体等推薦)。 | A | 農業委員会法の改正により委員の選任については、自己推薦、地元団体等からの推薦方式に変更された。農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任について、女性を優先的に選任することが難しいなか、女性の候補者推薦が地元団体等からあり、適任と判断し1名の女性委員を選任した。 | 農業委員会法の改正により、農業委員会委員並びに新設された農地利用最適化推進委員については、自己推薦並びに地元団体等から推薦された者を市で任命する形態に変更になった。よって、これまで通り、女性を優先的に任命できる形態でなくなったため、女性の登用に当たっては今後検討が必要である。 | | | | |
| 41-1 | | | | | | | | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | | | |
| 41-2 | | | | | | | | A | 農業女性団体が実施、参加する研修等への市担当職員の参加。 | | | |
| 42-1 | | | 女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供 | 観光商工課 | 商工係 | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | | | |
| 42-2 | | | | | | | | A | 京力農場プラン策定に係る地元検討会に、女性農業士、女性農業委員、地元農業者等、3割以上の女性が参画した。 | | | |
| 43 | | 女性農業士等の認定促進に関する啓発 | 農政課 | 農業振興係 | 市として女性農業士として相応しい人物を府に対して推薦している(選任は京都府)。 | A | 現在2名の女性農業士を推薦し、京都府に選任いただいている。 | 今後、新たに女性農業士として相応しい人物がいれば推举していく。 | | | | |
| 44-1 | | | 育児休業や介護休業等の制度利用を促進のための周知・啓発 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発を行う。 | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | リーフレット等により、周知・啓発を行った。 | | | |
| 44-2 | | | | | | | | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | | |
| 45-1 | 厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業)」や京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発 | 厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業)」や京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」とび京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発を行う。 | B | 厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等を配架している。 | 企業に向けた周知・啓発を行う。 | | | | |
| 45-2 | | | | | | | | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | | |
| 46-1 | | ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの周知・啓発 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発を行う。 | B | 厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架。 | 企業に向けた周知・啓発を行う。 | | | | |
| 46-2 | | | | | | | | B | 京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。 | | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 | | | |
|------|-------------------------|---|-------------------------------|---|---------|---|--------------------------------------|--|---|---|---|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | | | | |
| 47-1 | 基本目標3 男女共同参画による地域づくり | ①政策・方針決定過程への女性の参画促進 ②仕事と子育て・介護の両立支援 ③家庭における男女共同参画の促進 ④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進 | 多様な就労形態に対応できる保育・介護サービス制度の周知 | 高齢介護課 | 介護保険係 | 介護疲れによる高齢者虐待、老老介護、介護離職などの社会問題を背景に、在宅介護のための環境整備がなされてきており、多様なニーズに対応した介護サービス制度を周知する。 | A | 第6期木津川市介護保険事業計画の2年目であり、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進とともに、周知に努めた。 | 在宅介護のための環境整備はなされてきたが、介護サービスの充実までには及んでいないのが現状である。介護保険法に基づく介護サービスの充実に向けて、今後取り組んでいく。 | | | | |
| 47-2 | | | | | | | A | 保育事由の要件緩和により、短時間パートの場合でも保育所の利用が可能となった。 | 取り組みのさらなる推進を図る。 | | | | |
| 48-1 | | | | 男性対象の料理教室等の開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 家庭における男女共同参画の促進を目的とし、男性対象の料理教室を開催する。 | A | 男性対象の料理講座を実施した。6名の参加があり、60代の男性が多かったが、普段から料理をされているようであった。 | 平成29年度にも男性対象の料理教室を実施する。メニューを考え、若い年齢層の男性にも参加いただこう工夫する。 | | | |
| 48-2 | | | | | | | | A | 木津保健センター1回:参加者24人 | 食において自立できることは、健康に生きることにつながるため、今後も男性が希望するレシピを取り入れ、参加者を募り継続事業とする。 | | | |
| 49 | | | 夫婦が協力して子育てにかかるための父親教室等の開催 | こども宝課 | 児童育成係 | 乳幼児期の子育て中の親子が気軽に集い、親子のふれあい交流等を行う「つどいの広場」において、父親の参加型イベントを開催し、父親の育児支援を行う。 | A | わくわく広場:毎月、父親の参加がある。かるがも広場:年4回「パパとあそぼう」を実施している。毎月、父親の参加がある。 | つどいの広場における父親の育児支援は定着している。 | | | | |
| 50-1 | | | 地域活動を支援するとともに健康づくりや趣味教養講座等の開催 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女の地域活動の支援・健康づくりや趣味教養講座を開催する。 | A | パソコン入門講座、リフレッシュ体操講座、美容と健康講座、食講座、ラッピング講座など様々な講座を開催した。 | 男性・女性がともに参加しやすい事業の実施を図るとともに、特に、男性参加者が少ないため、男性が積極的に参加しやすい講座の設定をしていくことで、地域活動への支援をする。 | | | | |
| 50-2 | | | | | | | A | 概ね予定どおり開催した | 講座内容の充実 | | | | |
| 51-1 | 基本目標3 男女共同参画による地域づくり | ①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消 各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに35%を目標とする計画的な推進 | 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性の意見を反映させるため、女性委員ゼロの委員会等をなくす。 | A | 平成28年4月1日現在女性委員ゼロの委員会は4委員会。庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。 | | | 委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員ゼロの委員会を解消するため、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えていく。 | | |
| 51-2 | | | | | | | A | 13名の内、約54%にあたる7名が女性委員。 | | | 今後も、女性委員がゼロにならないよう努力する。 | | |
| 52-1 | | | | 各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに35%を目標とする計画的な推進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 女性の意見を反映させるため女性委員登用率を35%を目標とする | A | 平成28年4月1日現在女性登用率は35.1%庁内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。 | 委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員の登用の推進について、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えいく。 | | | |
| 52-2 | | | | | | | | A | 13名の内、約54%にあたる7名が女性委員。 | 今後も、35%以上の女性委員の登用を努力する。 | | | |
| 52-3 | | | | | 関係各課 | 行政係 | 情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会における女性委員の登用 | A | 委員5名中、女性委員2名(登用率40%) | 引き続き女性委員の登用に努める。 | | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 | | |
|------|--------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|--|---|--|--|---|---|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | | | |
| 53-1 | ②市政への市民参画の促進 | 各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制導入を検討する | A | 委員公募制導入については、総合計画においても、市の審議会等における市民・市民代表の割合について、現状値を上回る数値になるよう、目標値を設定しているおり、女性も参画しやすい状況としていくようにしている。 | 委員公募制導入を増やしていくには、選出方法の見直しが必要になる。女性が参画しやすい状況としていくため、今後も委員公募制導入を促進していく。平成29年度に改選の男女共同参画審議会については公募委員1名募集する。 | | | | |
| 53-2 | | | | 社会教育課 | | | | A | 平成28年度(任期平成29・30年度)は、2名の募集を行い、4名(男性3名、女性1名)の応募があり、2名(男性1名、女性1名)採用した。 | | | |
| 54 | | 男女共同参画人材リストの作成及び提供 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保を目的とし、男女共同参画人材リストの作成及び提供をする。 | A | 男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。広報で人材リストへの登録を周知した。平成28年度末現在80人のリスト登録者がある。活用について、府内LANで周知し、講座の講師や託児などに活用している。 | 人材リスト登録について、広報やHPで周知していく。定期的な人材リストの整理が必要である。引き続き、活用について、府内LANで周知していく。 | | | | |
| 55 | | 市の女性職員の管理職への登用促進 | 人事秘書課 | 人事係 | 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある職場の実現を図るために、女性職員の管理職への登用率を30%以上にする。 | B | 女性職員の管理職への登用を行った。平成28年4月1日現在 23. 3% 平成29年4月1日現在 24. 0% | 今後も、引き続き女性職員の管理職への登用を積極的に行っていく。 | | | | |
| 56 | | ②市政への市民参画の促進 | 市のホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用・普及 | 学研企画課 | 情報推進係 | 市ホームページに、市民等が市政に対する意見等を送ることができる「市へのご意見」を設置し、行政と市民をつなぐツールの1つとして活用している。また、木津川市パブリックコメント手続条例に基づき、条例や計画など市政の重要な方針決定に際して広く市民等に案に対する意見提出の機会を設け、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指している。 | A | 【市へのご意見】メールにより88件の意見を受信し、回答を返信。 【パブリックコメント】募集案件 9件 | 【市へのご意見】市への意見を受け付けるシステムについては、継続して実施していく。 【パブリックコメント】引き続き、条例に基づき実施していく。 | | | |
| 57 | | (2)地域社会における男女共同参画の促進 | ①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進 | 行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画を進めるための市民の活力の促進を目的とし、市民団体との協働による事業の実施及びネットワークづくりを推進する。 | A | キラリさわやかフェスタ実行委員会を設立し、毎年「男女共同参画キラリさわやかフェスタ」を開催。フェスタへの集客数も年々増加している。平成28年度の参加者数は、634名。 | 今後も実行委員会が中心となって進めていく。男性のフェスタへの参画団体が少ないため、男性の参画の増に努める。 | | |
| 58-1 | | 地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援 | 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金やコミュニティ助成事業、ふるさと応援事業補助金を活用し、NPOや地域住民が自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。 | 学研企画課 | 企画政策係 | | | A | 京都府地域力再生プロジェクト交付金:17団体 コミュニティ助成事業:2団体 ふるさと応援事業補助金:9団体 | 引き続き、事業を継続する。 | | |
| 58-2 | | | | 観光商工課 | 観光係 | 観光振興事業のうち、木津川アートは、現代アートを活用したまちづくり事業であり、市内外の交流人口の増加、また市の魅力を発信するきっかけづくりとして実施している。平成28年度は木津川アート2016を実施し、10,022人の来場があった。 | A | 木津川アート2016では、総合プロデューサーに女性を登録した。また運営スタッフ及び市民ボランティアの約7割を女性スタッフが占めている。 | 多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、事業内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。 | | | |
| 59 | ②男女共同参画を進めるための場の提供 | 男女共同参画推進のための拠点(女性センター)の活用 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女共同参画を進めるための場の提供を目的として女性センターを活用する。 | A | 女性センターを拠点として男女共同参画を推進した。 | 今後においても、女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。広報やHPを活用し、女性センター施設の周知を図る。 | | | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|-------------------------|------------------------|-----------------------------------|---|-------|---------|--|--------------|--|--|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 60 | | | ③男女で取り組む地域活動の促進 | 女性消防団員の活動の充実 | 危機管理課 | 危機管理課 | 女性ならではの視点から活動を行うことにより、地域社会の安心・安全を確保することを目的とする。 平成28年度木津川市防災訓練に参加及び啓発活動の実施。 | A | 平成28年度木津川市防災訓練に女性消防団員が6名参加し、負傷者の応急処置要領について展示説明を行った。また、大型店舗や駅前において、火災予防の啓発を実施した。 | 今後も同様の訓練に参加するとともに、活動の範囲を更に広げていくことが必要。 |
| 61 | | | | 男女のニーズに対応した地域防災計画の推進 | 危機管理課 | 危機管理課 | 防災計画・国民保護計画の一部修正について、様々な機関・役職の立場から男女の防災等について協議を行うことを目的とする。 木津川市防災会議・国民保護協議会の開催 | A | 平成28年度木津川市防災会議・国民保護協議会を開催。 全36名の委員のうち、5名が女性委員 | 女性の参画を更に増やしていくことが必要。 |
| 62 | | | | 行政地域活動における女性の参画の促進 | 総務課 | 庶務係 | 各地域から選出される地域長及び副地域長の女性の参画の促進 | B | 女性地域長の選出はないが、副地域長については、城山台地域1名、南加茂台地域2名、高麗地域1名の合計4名女性が選出されている。 | 各地域から選出される地域長及び副地域長は、各地域内で選出され市長が委嘱しているが、なかなか女性が選出されない状況である。 |
| 63-1 | 基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実 | (1)生涯を通じた心身の健康づくりの推進 | ①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進 | 児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DV等、性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実 | 学校教育課 | 学校教育係 | 性の逸脱行為等の増加を踏まえた生命の尊重を認識する人間形成の育成を目的とする。 | A | 思春期の児童・生徒には、発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズ等を含めた性教育を行った。 | 今後も同様に取り組んでいく。 |
| 63-2 | | | | | 人権推進課 | 男女共同参画係 | 男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進を目的とし、児童に対する性的虐待、セクシャル・ハラスメント、DVなど性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会を充実する。 | A | 市内小学校PTAを対象に、家庭においても啓発を行ってもらうため、データDV防止授業を実施し、学習の機会を提供した。 | 今後においても性に関する人権侵害を防止するための啓発活動を行つ。 |
| 64-1 | | ②健康をおびやかす問題についての対策の推進 | HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施 | 国保年金課 | 国保年金係 | | エイズ予防に関する知識の普及啓発を目的に、市内中学校と協力し、助産師を講師に招き「妊娠・出産・育児」という子育ての大変さ、エイズについての正しい知識についての講演を実施。 | A | ・平成28年12月2日 木津第二中学校(3年生186名) 山城中学校(3年生73名) ・平成28年12月9日 木津中学校(3年生153名) 泉川中学校(3年生110名) 木津南中学校(3年生206名) | 平成27年度までは隔年で市内2中学校を対象に実施していたが、平成28年度からは全5中学校での実施とした。 今後もこの方向で進めたい。 |
| 64-2 | | | | | | | | B | 国や京都府の作成した薬物乱用防止に関するポスターを掲示し、啓発を図った。 | 引き続き、薬物乱用防止等の啓発事業を実施する。 |
| 64-3 | | | | | 学校教育課 | 学校教育係 | エイズ等、性感染症の恐ろしさを認識させるとともに、コンドーム等による性感染予防の啓発を図る。 | A | 小学校高学年及び中学校の保健学習で、エイズ等の病気予防や薬物乱用防止に関する学習を行った。 | 今後も同様に取り組んでいく。 |
| 65 | | ③妊娠・出産等に関する健康支援の充実 | 妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座等の開催 | 健康推進課 | 保健予防係 | | 妊娠生活に対する不安の軽減や出産育児に向けての準備として情報提供を図るとともに、父親の育児参加、夫婦で協力して出産育児を迎える姿勢づくりを促進する。また、妊婦同士の仲間作りを目的としている。 1回目：歯科健診 2回目：妊娠中の食事、妊娠中のすごし方、安産のための補助動作 3回目：沐浴実習と乳児の発育保育の講話 4回目：マタニティヨガ | A | 実施回数：計17回(1回目：4回。2回目：4回。3回目：5回。4回目：4回) 参加人数：延べ210人 | 3回目の土曜日開催の父親参加数は安定している。定員を超えることもあり、より多くの参加者に受講してもらえるよう、2部制にするなど体制の変更を考慮する。また、実際に子育てをしている母親乳児と交流を持つことで、妊婦とその家族が子育てをより身近に感じじができるよう、具体的方法を検討していく。 |
| 66-1 | | ④男女のライフステージに応じた健康支援の充実 | 男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実 | 健康推進課 | 保健予防係 | | ①生活習慣病予防を目的に健康教育・相談を実施②正しい食生活の知識普及を目的に親子料理教室・ままあず教室を実施③健やかな成長を支援するために乳幼児相談、健診で指導を実施。 | A | ①健康相談54回2,721人、教育55回340人②親子料理大人9人・子供14人・ままあず教室合計38人③乳幼児相談1,149人発達相談626人乳幼児健診3,475人 | 健康相談は、健診会場等で個別相談を実施することで相談しやすい環境整備ができる。今後も疾患や年齢等の個人のニーズに合った相談方法を検討していく。乳幼児相談及び発達相談については、簡単で分かりやすい指導に努める。 |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|-------------|---------------|----------------------------|--------|-------|---|------|--|---|-----------|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 66-2 | (2)子育て支援の充実 | ①多様な保育サービスの充実 | 中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進 | 学校教育課 | 学校教育係 | 健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。 | A | 栄養教諭を中核として「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなどの指導を発達段階に応じて実施するとともに、保護者への啓発を行った。 | 今後も同様に取り組んでいく。 | |
| 67-1 | | | | | | | | | | |
| 67-2 | | | | | | | | | | |
| 68 | | | | 健康推進課 | 保健予防係 | メタボリックシンドロームの改善を目的に特定保健指導を実施 | A | 特定保健指導51人 | 今後も目に見える資料を作成し理解されやすい指導を心がけ、継続する。 | |
| 69 | | | | | | | | | | |
| 70 | | | | 社会教育課 | 社会体育係 | <木津川市体育協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団>生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。 | A | 概ね予定どおり開催した | 今後も、継続して中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進をしていく。 | |
| 71 | | | | | | | | | | |
| 72 | | | | 健康推進課 | 保健予防係 | がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、生きいき健診を実施 | A | がん検診(乳がん、子宮がん検診含む)・延べ25,973人、肝炎ウイルス検診455人、骨粗しょう症検診340人、歯周病検診350人、生きいき検診42人 | 思春期の骨量を増やすことが骨粗しょう症の予防には重要であることから、中学生の検診受診勧奨を行い、食習慣改善指導を行う。 | |
| 73 | | | | | | | | | | |
| 74 | | | | 社会教育課 | 社会体育係 | <木津川市体育協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団>生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。 | A | 概ね予定どおり開催した | 今後も、継続して中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進をしていく。 | |
| 75 | | | | | | | | | | |
| 76-1 | | | | 健康推進課 | 保健予防係 | 発育・発達の著しい時期であり、個々の成長に合わせた保健指導を行うとともに、疾病または異常の予防・早期発見を目的とし、乳幼児相談事業を実施。 | A | 乳幼児相談36回／年、延べ1149人(含栄養相談426人) 相談率91.0%(相談児数／対象児数) | ・平成30年度より、会場を木津保健センターに一本化し、2日間にする。参加できる日数が増えることにより、対象児にきめ細やかな相談対応を行う。 ・フォロー必要時には、適切な機関へ繋げサポートする。 | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 | |
|------|--------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------|--|---|--|---|---|---|
| | | | | | | | | 評価 | | | |
| 76-2 | (3)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり | ③ひとり親家庭等に対する支援の充実 | 子育てに関する児童相談事業の充実 | 学校教育課 | 学校教育係 | 児童・生徒等、相談しやすい環境をつくり、子育てのし易い町づくりの推進を目的とする。 | A | カウンセラーを全小中学校に配置し、カウンセリングの周知を図っており、年々相談件数も増加している。 | | 今後も継続して実施していく。 | |
| 76-3 | | | | | | | | | | | |
| 77 | | | ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実 | こども宝課 | 児童育成係 | 家庭児童相談室を設置し、18歳までの子どもに関する相談や、児童虐待等の対応を行う。 | A | 代表者会議 年2回、実務者会議 年6回、個別ケース検討会議等 年113回 開催した。その他、電話・面接・家庭訪問等で、子育てに関する相談を受けた。 | | 年々、相談件数が増加し、問題も複雑化しているため、各関係機関との連携が必要となっている。市が対応する虐待案件は、原則は専門性が高くない軽微なケースといわれているが、中度から重度なケースの対応も多くなり、専門性が求められる。 | |
| 78-1 | | | ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進 | | | | | | | | |
| 79 | | | 児童虐待防止対策の充実 | 要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発 | こども宝課 | 児童育成係 | 要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るために、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催して、児童虐待案件に対応している。 | A | 代表者会議 年2回、実務者会議 年6回、個別ケース検討会議等 年113回 開催した。その他、電話・面接・家庭訪問等で、子育てに関する相談を受けた。木津川市人権研修(1回)、実務者研修(2回)を開催した。 | | 年々、相談件数が増加し、問題も複雑化しているため、各関係機関との連携が必要となっている。市が対応する虐待案件は、原則は専門性が高くない軽微なケースといわれているが、中度から重度なケースの対応も多くなり、専門性が求められる。 |
| 80 | | | ①高齢者・障害者福祉サービスの充実 | 介護サービス及び介護予防事業の充実 | 高齢介護課 | 介護保険係 | 加齢による病気等で要介護状態となった者が、尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度に基づき必要な保険給付及び地域支援事業を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。 | A | 介護保険事業(要介護認定、保険給付、第1号保険者の保険料の賦課徴収等)や介護サービスの基盤整備を実施した。また、介護予防事業について実施した。 | | 介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備として特別養護老人ホームの整備をすすめる。 |
| 81 | | | 障害者福祉サービスの充実 | | | | | | | | |
| 82 | | | ②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実 | 介護相談支援事業の推進 | 高齢介護課 | 包括支援係 | 地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターが関係機関と連携をはかり対応を行っていく。地域包括支援センターの緊急時の連絡体制は、担当者への電話転送や運営事業者の本体施設等との連携対応を行っている。 | A | 相談事業に関しては、広報・ホームページに掲載するとともに、啓発等での出前講座において、相談窓口である地域包括支援センターの周知を行っている。 | | 同様の取り組みを継続していく。 |
| 83 | | | 介護情報の収集・提供 | 高齢介護課 | 介護保険係 | 介護事業者ガイドブックや一覧表を活用し、効率よく介護サービスを利用するための相談窓口の周知徹底等に取り組む。 | A | パンフレット等を使用して、相談窓口等の紹介を行った。 要介護認定を受けられた方については、効率よく介護サービスを利用していただくために、認定結果を通知する際に資料を封じ周知した。 | | | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 | | |
|------|---------------|--------------|---------------------------|-------------------------------|---------|--------|---|--------------|--|-----------|---|--|
| | | | | | | | | 評価 | | | | |
| 84 | ①障害者等の社会参画の促進 | 障害者等の社会参画の促進 | 障害者相談支援事業の推進 | 社会福祉課 | 障害者福祉係 | | 障害のある方に対する、各種相談支援を提供し、その福祉の増進を図る。 | A | 社会福祉法人いづみ福祉会に、身体障害・知的障害・精神障害児・者及び難病児・者に対応する相談支援事業を委託し、障害のある方に対する専門的な相談支援を提供した。 | | 基幹相談支援センターを中心に、専門職員による困難ケースへの対応等その他の相談支援をおこなう。 | |
| 85 | | | | | | | | A | 社会福祉協議会を中心に市職員や民生児童委員、地域住民を交えて、自身の住む地域について考える機会を設け、顔の見える関係づくりのため各地域にて懇談会を開催。(計5回、参加者137名。) | | 引き続き、社会福祉協議会と連携して支援を行い、適切な支援へ繋ぐよう努めていく。 | |
| 86-1 | | | ③介護における男女共同参画の促進 | 人権推進課 | 男女共同参画係 | | 介護における男女共同参画の促進を目的として家庭介護に関する講座等を開催する。 | A | 介護を受けないよう、健康であるために認知症予防体操講座を年2回行い、24人が参加された。 | | 高齢介護課と連携を図りながら、取組みをすすめていく。 | |
| 86-2 | | | | | | | | A | 2回実施し、専門職による福祉用具についての話、男性介護者の交流会、栄養士による食に関する指導を行った。(9名参加) | | 定期的に開催する。 | |
| 87 | | | ④高齢者・障害者の社会参画の支援 | シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保 | 高齢介護課 | 高齢者福祉係 | 団塊の世代の離職等によるシルバー人材センターの果たす役割は非常に重要であり、市がシルバー人材センターへの助成を行うことにより、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を支援し、高齢者の能力活用を図る。 | A | ○シルバー人材センター補助金 16,015千円 高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かすことのできる就業の機会や場の提供を図るため、シルバー人材センターが行う事業経費の一部に対して補助金の交付を行つた。 会員数:404人 受託件数:3,273件 | | 補助金については、事業精査しながら自主的な活動、社会参加の向上につながるよう継続して支援を行う。 | |
| 88 | | | | | | | | A | 障害者就業生活支援センターの紹介及び自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型に係る支給決定を行つた。 | | ニーズを踏まえ、関係機関と連携を図り、適切な支給決定に努めていく。 | |
| 89-1 | | | 学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援 | 高齢介護課 | 高齢者福祉係 | | 老人クラブ等、高齢者が主体的に取り組む活動を支援し、長寿社会の中核的な担い手を育成し、高齢者の健康づくりを推進する。 | A | ○老人クラブ活動費補助金 6,429千円 クラブ数:101クラブ 会員数:4,624人 | | 補助金については、事業精査しながら自主的な活動、社会参加の向上につながるよう継続して支援を行う。また、高齢者の増加に伴い共助の社会体制の構築のため、高齢者の集いの機会を充実させるよう、サロンの立ち上げや生涯学習・スポーツなどを通じた交流の場づくりを促進する。 | |
| 89-2 | | | | | | | | A | 概ね予定どおり開催した | | 今後も、継続して学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援をしていく。 | |
| 89-3 | | | | 社会福祉課 | 障害者福祉係 | | スポーツを通じて、体力の増強を図るとともに、障害児・者の団結と親睦を図ることを目的に障害児・者スポーツ大会を開催。 | A | 平成28年11月5日に障害児・者スポーツ大会を実施。参加者104名。 | | 今後も、スポーツを通じて体力の増強と親睦を図るため実施する。 | |

| No | 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 所管課 | 担当係 | 事業内容 | 実施結果(平成28年度) | | 課題・今後の方向性 |
|------|--------------------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------|----------------|-----------------|---|--------------|---|--|
| | | | | | | | | 評価 | | |
| 90-1 | | | (5)高齢者・障害者の虐待防止対策の充実 | 高齢者・障害のある人の虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発 | 高齢介護課 社会福祉課 | 包括支援係 障害者福祉係 | サロンや老人クラブ等の要請により、地域の会館等で、介護予防や消費者被害、認知症に関する事について、普及啓発を地域の医師会、山城総合医療センター 理学療法士、歯科衛生士等の専門職と共に実施した。 障害のある方に対する虐待を未然に防止するとともに、虐待発生時には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の権利利益の擁護に資するよう、対応を行う。 | A | 地域住民に対してサロンや老人クラブ等を通じて普及啓発活動を年間92回(2,868名)実施した。 | 同様の取り組みを行う。 |
| 90-2 | | | | | | | | A | マニュアルに基づき、適切な対応に努めるとともに障害者虐待防止に関する研修等にも積極的に参加している。 | 虐待認定の基準が明確でなく、特に施設従事者からの虐待がある場合、虐待認定等の対応が難しい。 |
| 91 | 基本目標5 国際化に対応した心 豊かなまちづくり | (1)国際化に対応した男女共同参画の推進 | ①国際的視野に立った男女共同参画の推進 | 国際交流事業の推進 市内在住外国人との交流事業の実施 | 社会教育課 学研企画課 | 生涯学習係 企画政策係 | <木津川市国際交流協会(木津川市中学生海外派遣事業等)> 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。 国際理解と多文化共生を深めるため、国際交流員による事業を実施する。 ・広報記事掲載(日本語・英語) ・国際交流講座 ・講演会・イベントなど | A | 中学生海外派遣事業、サンタモニカ交流事業、日本語教室・国際交流イベント(日本語教授法研修、英語で世界を知ろう、世界の料理等)では男女の参加があった。全てのイベントについて、女性の参加希望者が多い為、今後は、男性も多く参加していただける工夫が必要。 | 中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業日本語教室・国際交流イベント(日本語教授法研修、英語で世界を知ろう、世界の料理等)では男女の参加があった。全てのイベントについて、女性の参加希望者が多い為、今後は、男性も多く参加していただける工夫が必要。 |
| 92-1 | | | | | | | | A | 広報記事掲載 毎月発行 国際交流講座 10回開催 3市町国際交流イベント開催 | 引き続き、事業を継続する。 |
| 92-2 | | | | | | | | A | 市内在住外国人に、日常生活で困らないよう日本語を教える日本語教室(89回)を開催した。 | 受講する外国人の増加を図るため、効果的な広報が必要。 |